

# 監事監査報告書

地方独立行政法人市立吹田市民病院

理事長 徳田 育朗 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の業務及び会計について、監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

地方独立行政法人市立吹田市民病院監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、業務監査については平成30年6月6日に期末監査として、理事等から業務運営の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査については、平成30年6月7日に期末監査として、関係帳簿書類の確認及び関係者への事情聴取等を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

## 2. 監査の結果

- (1) 業務の執行及び法人の役員の職務の執行は、法令及び中期計画、年度計画に沿って適正に行われているものと認めます。
- (2) 地方独立行政法人法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書等の書類は、適正に作成されているものと認めます。
- (3) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、法令及び諸規則に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成30年6月7日

地方独立行政法人 市立吹田市民病院

監事

定立 光三

監事

児玉 憲夫